



Title	要件の視角から見た中国法人格否認の法理 (2)
Author(s)	王, 万旭
Citation	北大法学論集, 63(1), 294[1]-252[43]
Issue Date	2012-05-29
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/49312">http://hdl.handle.net/2115/49312</a>
Type	bulletin (article)
File Information	HLR63-1_007.pdf



[Instructions for use](#)

# 要件の視角から見た中国法 人格否認の法理（2）

王 万 旭

## 目 次

### 第1章 序論

第1節 本論文の問題の設定

第2節 考察の順序

### 第2章 中国における法人格否認の法理（会社法第20条第3項）の立 法史

第1節 会社法第20条第3項成立前の中国社会

第2節 法人格否認法理の導入についての立法者の説明

第3節 小括

### 第3章 法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する判例

#### 第1節 判例の整理

第1款 債権者詐害事例

第2款 株主による会社資金の流用事例 （以上、62巻6号）

第3款 株主の義務不履行に関する事例

一 払込義務の不履行

二 清算義務の不履行

第4款 会社法の強行規定違反事例

第5款 財産混同・法人格混同の事例

第6款 契約の解釈による解決事例

第7款 その他の事例

#### 第2節 判例から見た中国における法人格否認法理の要件

第1款 株主による主観的濫用の目的の要否について

第2款 判例から示された問題点

一 「濫用」要件認定の基準—主観的目的が必要

二 形骸化要件に関する事例

第3節 小括

第1款 考察の結論

第2款 問題の再提起

第4章 法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する学説の紹介

第1節 会社法第20条第3項の要件をめぐる代表的学説の紹介

第1款 有限責任濫用目的必要説

第2款 有限責任濫用目的不要説

第2節 会社法第20条第3項の要件に関する学説の検討

第1款 第一説の検討

第2款 第二説の検討

第3節 学説のまとめ及び問題点の整理

第1款 学説のまとめ

第2款 問題点の整理

第3款 問題の再提起

（以上、本号）

第5章 日本法の考察

第1節 日本法上における法人格否認法理の要件についての考察

第2節 形骸化に関する判例・学説の更なる検討

第3節 法人格否認の法理の再構成

第4節 日本法からの示唆

第6章 会社法第20条第3項に代替する法規範の試み

第1節 契約法規範自体の解釈

第2節 詐害行為取消権（中国契約法第74条）についての考察

第3節 債権者代位権（中国契約法第73条）に関する考察

第4節 中国法考察の結論

第7章 結章

第1節 本稿の結論

第2節 残された課題

**第3款 株主の義務不履行に関する事例**

この事例は、以下の【判例15】～【判例25】の11件の事例である。

**一 払込義務の不履行**

【判例15】海南省高級人民法院2007年9月29日（2007）琼民二終字第3

号

**【事実の概要】**

A 銀行は Y<sub>1</sub>会社（被告）と金銭消費貸借契約を結び、X 会社（原告、被控訴人）はその消費貸借契約につき A 銀行と保証契約を結んだ。消費貸借契約期間満了後、Y<sub>1</sub>は一部の弁済をしたのみで、残りの債務は履行しなかった。X は A に対して保証債務を履行した後、Y<sub>1</sub>に対する求償権を取得した。

また、Y<sub>1</sub>が設立を申請する際に、登録資本金を3,000万元と表示したが、実際、払い込まれた金額は2,000元しかなかった。X はそれを理由に Y<sub>1</sub>の株主 Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>に仮装払込をした金額の範囲内に連帯して Y<sub>1</sub>の債務につき弁済を請求した。なお、Y<sub>1</sub>が設立の際、法定の出資検査機関の出資検査を受けるために、Y<sub>4</sub>銀行（被告、控訴人）から3,000万元の虚偽資金証明を受けたことが判明した。X は、Y<sub>4</sub>に Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の履行未済の債務金額の範囲内で補充的弁済責任を負えと請求した。

**【一審の判旨】**

(Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の責任について)「会社法人の財産は債権者の唯一の保障となり、もし、会社の出資引受人が法人形式を利用して営利活動を行うのに全額出資しなければ、それは法人制度を利用して責任を逃れる行為だと認定できる。…したがって、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>は、その仮装払込金額の範囲内において Y<sub>1</sub>の債務につき連帯責任を負うべき」である。

Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の責任について、二審人民法院は、一審判決を維持した。

**【判例16】**上海市高级人民法院2007年12月11日判決(2007)滬高民二(商)終字第145号

**【事実の概要】**

X 会社（原告、被上告人）と訴外 A 会社間に売買取引関係がある。A 会社が X 会社に未払代金債務を負っていたため、X は、2005年8月2日に上海市第二人民法院に訴訟を提起し、同法院が2006年3月10日に(2005)滬二中民四(商)初字第45号判決を下した。2006年6月4日に、X は上海市第二中级人民法院に未払代金債務3,951万元及びそれについての利息並びに訴訟費用について A に対する強制執行を法院に申し立てた。

その後、X は、A の株主 Y 会社（被告、控訴人）に訴えを提起した。

その理由は次のとおりである。つまり、A 会社設立時、Y はその引き受けた出資金の払込を仮装した（Y による出資金の仮装払込について、判決文に詳しい記載がなかった）。Y の仮装払込により、A は債務を履行する能力が失うに至った。よって、X は財産的利益（本件債権）が侵害されたことを主張して、Y にその仮装払込金額5,089.8万元の範囲内において、（2005）滬二中民四（商）初字第45号判決に確定された A の支払義務につき、連帯して弁済することを請求した。

**【原審判決】**

「企業を設立する際、株主が仮装払込又は出資金の払戻をしたとき、その株主に仮装払込金額内または払い戻された金額内において責任を負うべきである。したがって Y が仮装払込された金額の範囲で A の債務につき責任を負うべき」である。

「Y が A に實際上出資しなかったことによって、A に債務を履行する能力を失わせるに至り、直ちに X の財産的利益を侵害した。X が不法行為の訴えを通じて、Y に不法行為の責任を負わせること自体、法律の規定に適合する<sup>1</sup>」。

Y は控訴。Y の主張は以下のとおりである。すなわち、Y に仮装払込による責任を負わせる前提は A に弁済に充てる財産がないことにある。A の相当数量の光ケーブルが X のところに置いてあるから、A に先に履行させるべき。

**【判旨】 控訴棄却**

「A の三人の株主が全員出資金を仮装払込みした。それによって、会社の資本金が法定最低資本金に下回った。Y の行為によって、A の会社としての独立性が害された。したがって、Y は A の法人としての独立的地位を濫用して、その債権者 X の利益を損なったと認定できる。したがって、Y に連帯責任を負わせる。」

**【判例17】** 天津市大港区人民法院2008年7月8日判決（2008）港商初字第305号

---

<sup>1</sup> 原審は、人民法院が不法行為による責任規定（但し、人民法院は条文上の根拠を判決文に書いていなかった）を根拠として判決を下した。

**【事実の概要】**

X（建築工具レンタル商店の事業主）は、Y<sub>1</sub>会社（建築会社）との間に「建築工具賃貸借契約」（以下、賃貸借契約という）を締結した。Xは契約通りに建築工具を提供したが、Y<sub>1</sub>は一部の工具を返還したのみで、賃料は支払わなかった。そこで、Xは残りの工具の返還（返還しない場合に工具の価格に見合う金額の請求）・賃料及び違約金の支払を請求して、訴えを提起した。

なお、被告Y<sub>1</sub>会社は2006年11月6日に成立し、登録資本金が2,000万円の有限会社である。発起人としてのY<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>（以下、Y<sub>2</sub>らとする）は、2006年11月2日に出資を指定銀行口座に入金したが、翌日の11月3日にその払込金を全額引き出した<sup>2</sup>。XはY<sub>2</sub>らにその仮払込金額内においてY<sub>1</sub>の債務につき連帯弁済責任を負えと請求した。

**【判旨】 請求認容**

（Y<sub>2</sub>らの責任について）「被告Y<sub>1</sub>会社の設立登録日は2006年11月6日であり、その設立登録日前（11月3日）に出資金を振替小切手で全部引き出したことについて、Y<sub>2</sub>らはその理由を説明できなかった。よって、本法院は、原告の請求即ち、Y<sub>2</sub>らにその引き出した出資金の範囲内でY<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うことを支持する」。

**【判例18】上海市闸北区人民法院2008年12月18日判決(2008)闸民二(商)**

---

<sup>2</sup> 日本旧商法は、株式会社を設立する際に発起設立・募集設立を問わず払込取扱銀行等の証明責任を規定していた（旧商法第189条）。有限会社の場合にも同様の規定が置かれていた（旧有限会社法第12条第3項）。会社法には、募集設立の場合のみ払込取扱銀行の払込金保管責任を設けた（会社法第64条）。

中国会社法には、日本会社法と同様に、株式会社の募集設立の場合、払込取扱銀行の払込金保管義務に関する規定が設けられている。すなわち、発起人が銀行（払込取扱銀行）と株金払込取扱契約を締結しなければならない（会社法第89条第1項）。株金払込取扱銀行は、契約に従って株金の払込取扱及び保管を行い、株金を払い込んだ株式引受人に払込証明書を交付し、関連部門に払込証明を提出する義務がある（会社法第89条第2項）。

しかし、株式会社の発起設立、有限会社の設立について、払込取扱銀行の払込金保管責任の規定が設けられていない。

初字第740号

**【事実の概要】**

X 銀行（原告）は、A 会社に4,131,155元の金銭債権を有している。A はこの債務を履行しないため、X 銀行は人民法院に訴えを提起した。人民法院の判決を経て、A への強制執行がなされたとき、X 銀行は、A の株主 Y（被告）がその引き受けた出資の払い戻しを受けたことを発見した。すなわち、A の株主 Y、B は、各自 C 会社から1,200万元、1,800 万元を借り入れて、2003年12月22日にその借入金を A の払込専用口座に振込んだ。12月23日に A が成立し、12月24日に A から3,000.12万元が引き出された。X 銀行はこの事実に基づいて、Y<sub>2</sub>に Y<sub>1</sub>の本件債務について連帯責任を負うように訴えを提起した。

**【判旨】 請求認容**

「Y は、A の株主として、A にその引き受けた出資分を払い込んだが、A の成立後、この出資分を A の名義で引き出したことについて、合理的説明をすることができない。Y は、また、その後同額の資金が再び A の口座に入った証拠も提供できない。Y は、A の株主であるため、その払い戻した出資額の範囲内で X に対して連帯責任を負うべきで」ある。

**【判例19】** 北京市第二中级人民法院2009年3月20日判決（2009）二中民終字第00489号

**【事実の概要】**

X 会社（原告、被控訴人）は訴外 A 会社と携帯電話用のバッテリーの売買契約を結んだ。X は契約通りに A に商品を提供したが、A は代金の一部しか払わず、残りの1,606,069元が未払いであった。X は、それを理由に商品代金及び利息の支払いを主張して訴えを提起した。X は、判決を経て強制執行を行ったが、25万元余りしか執行できず、且つ A は営業を停止し、強制執行に供する財産もなかった。

A は2003年7月4日に設立された有限会社であり、登録資本金1億1千万のうち、Y 会社（被告、控訴人）が550万元の出資を引き受け、B 会社が2,200万元の出資を引き受け、C 会社が8,250万元の出資（持株割合は75%）を引き受けた。A の成立の当日に、払い込まれた資本金1億1千万が全額、C の指令により、Y の口座に振り込まれた。その後、

Yが550万円を再びAの口座に振り込んだ。

当初、B・CはAに払い込むべき資金がなく、Yから出資金に充てる資金を借り入れて株金の払込をした。そして、Y・B・C間に、会社成立後、出資金全額はYの口座に振り込まれ、それをもって、B・CのYに対する代金債務の弁済に充てる旨の約束がなされた。XはY・C（一審の段階で行方不明）の出資払戻行為により、本件債権の実現に損害をもたらしたことを理由に、Yに対して訴えを提起した。

#### 【一審判決】

「…払戻行為は自分の引き受けた出資金を払い戻すだけでなく、他の引受人の出資を払い戻す行為をも含む。2003年7月4日にAの口座からYの口座に振り込まれた8,250万円がCのYに対する出資に際して借り入れた代金債務の弁済に充てるが、…当該行為がCの出資払戻に該当し、Yがこれに対して知りながら協力した。したがって、Y・Cは、Aに引き受けた出資金を払い戻す意図が明らかであったため、共同不法行為者に該当する<sup>3</sup>。Aの債権者の利益が株主の払戻行為により重大な損害を受けたから、Yに8,250万円の範囲内にAの債務につき責任を負うべき」である。

二審は、一審判決を全面認容した。

【判例20】上海市金山区人民法院2009年6月5日判決(2009)金民二(商)初字第233号

#### 【事実の概要】

X（原告）とY<sub>1</sub>（被告）との間に服装加工の請負契約があった。2001年契約が終了した際に、双方は既存の債権・債務を整理した。この整理によると、Y<sub>1</sub>はXに15万円の加工債務を負っていることが分かった。Xは本件加工債権を請求して、訴えを提起した。

Y<sub>1</sub>は登録資本金が50万円の有限会社であり、その株主はY<sub>2</sub>（被告）とY<sub>3</sub>（被告）である。Xは、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>がその引き受けた出資金を払い込まなかったことを理由に、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>にY<sub>1</sub>の本件債務に対して連帯責任を

<sup>3</sup> 本件では、人民法院は不法行為ではなく、会社法第20条第3項を適用して判決を下した。



負うと請求した。

**【判旨】 請求棄却**

「有限会社の株主は、会社に対して出資の全額を払い込まなければならない。しかも、その出資を法により設立された出資検査機構による出資検査をうけ、かつ出資検査証明書の交付を受けなければならない。さもないと、著しく債権者の利益を損なった場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。Xの提供された証拠により、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>がその引き受けた出資金を払い込まなかったことを証明できない。…したがって、Xによる請求は、法的根拠が欠くため、支持し得」ない。

**【判例21】** 洛陽市潤西区人民法院2009年7月16日判決（2009）潤民二初字第160号

**【事実の概要】**

X会社（原告）とY<sub>1</sub>との間に金銭消費貸借契約が結ばれている。Xはあわせて26万元をY<sub>1</sub>に貸している。また、Y<sub>1</sub>は2007年6月4日に成立された有限会社であり、登録資本金300万元の中に、株主兼代表取締役としてのY<sub>2</sub>（被告）は、270万元の持分を占めていた。Xは、Y<sub>2</sub>が支配株主の地位を利用して会社の資金215万元を引き出し、Y<sub>2</sub>の当該行為によりY<sub>1</sub>に債務弁済能力を失わせたことを理由に、Y<sub>2</sub>にY<sub>1</sub>の本件債務に対して連帯責任を負うよう訴えを提起した。

**【判旨】 請求認容**

「Y<sub>1</sub>が成立した後、Y<sub>2</sub>が2007年6月22日、6月25日及び7月5日に三回に分けて、Y<sub>1</sub>から215万元を引き出した。法廷弁論中にXの主張した当該事実に対し、Y<sub>2</sub>は、その引き出した資金の合理的用途につき説明できなかったため、挙証不能の法律責任を負わなければならない。したがって、Y<sub>2</sub>は、その引き受けた出資金の範囲内において、Y<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うべきで」ある。

**【判例22】** 河南省周口市中级人民法院2010年1月26日判決（2010）周民終字第1209号

**【事実の概要】**

Y<sub>1</sub>（被告、控訴人）は、Aから道路工事の施工権を入札して落札した。

Y<sub>1</sub>・A間の契約により、AはY<sub>1</sub>に工事前金すなわち工事代金総額の10%の173万元及び工事材料前金50万元を支払い、工事終了後、当該前金を工事代金から控除することを約した。しかし、その後、Y<sub>1</sub>自身の原因により当該工事は継続することができなくなった。Y<sub>1</sub>の代わりにXは本件道路工事の施工を続行した。Xは本件工事が完成した後、工事代金総額から、前述前金即ちAがY<sub>1</sub>に支払った分が控除されたことを気づいた。Xは、Y<sub>1</sub>が正当の理由なしにAから受け取った前金を占有することが不当利得であるとして、Y<sub>1</sub>に対して本件前金の返還を請求した。

また、Y<sub>2</sub>（被告、控訴人）はY<sub>1</sub>の株主であり、その持分は全持分の91.32%を占めている。2007年7月23日、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の増資分を払い込む際に、38,399,000円をY<sub>1</sub>の指定口座に入金したが、7月26日に払込金の中の30,300,000円をY<sub>1</sub>の口座から自己の口座に戻した。Xはこの事実に基づいて、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の増資の払戻を行ったと主張して、Y<sub>2</sub>にY<sub>1</sub>のXに負っている債務に対して、払戻金額の範囲内で連帯責任を負うよう訴えを提起した。

#### 【一審法院の判断】

一審人民法院は、X・Y<sub>1</sub>間に直接の契約関係が存しないものの、道路工事前金について関連性があると認定した。そこで、人民法院は、XがなしたY<sub>1</sub>に対する道路工事前金の返還請求につき、これがY<sub>1</sub>の不当利得に対する請求であることを理由に、Xの請求を認容した。

Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の株主として、その引き受けた増資から30,300,000円を引き出したことについて、この資金を会社の経営に用いた根拠を提供できなかったため、出資の払戻に該当すると認定できる。Y<sub>2</sub>の出資払戻行為は、Y<sub>1</sub>の資本を減少させ、Y<sub>1</sub>の債務弁済能力を弱めた。Y<sub>2</sub>の行為は、債権者Xの合法的利益を害したため、会社法人の独立地位と株主有限責任の濫用に該当する。したがって、一審法院は、Y<sub>2</sub>がその払い戻した出資額の範囲内でY<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うべきであると判断した。

Y<sub>2</sub>は控訴。

二審法院は、一審判決を全面認容した。

【判例23】上海市金山区人民法院2010年2月26日判決(2009)金民二(商)初字第1529号

【事実の概要】

X 会社（原告）と Y<sub>1</sub> 会社（被告）間に金銭消費貸借契約が存する。2008年10月2日に、X・Y<sub>1</sub>間に既に発生した代金債務の履行に関する計画を立てた。しかし、Y<sub>1</sub>は約定を守らず、債務を履行しなかった。また、Y<sub>1</sub>はその株主 Y<sub>2</sub>（被告）Y<sub>3</sub>（被告）によって設立された有限会社であるが、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>はいずれも各自の引き受けた出資金60万元と40万元を払い込まなかった。Xはこの事実に基づいて、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に Y<sub>1</sub>の本件債務35万元に対して連帯責任を負うよう訴えを提起した。

【判旨】請求認容

「X・Y<sub>1</sub>間の金銭消費貸借契約は企業間の消費貸借であり、その行為が関わる金融法規に違反するため、無効の契約と認定できる。従って、Y<sub>1</sub>がXから受け取った本件の金員は、Xに返還すべきである。…Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>がY<sub>1</sub>の株主として、実際に引き受けた出資金を払い込まなかったことは、会社法人の独立地位と株主有限責任の濫用と認定できる。会社法の規定（会社法第20条第3項）により、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>はY<sub>1</sub>の債務につき連帯責任を負うべきである。」

## 二 清算義務の不履行

【判例24】北京市丰台区人民法院（2008）豊民初字第11949号

【事実の概要】

X 出版社（原告）は、Y<sub>1</sub>図書発行会社（被告）と「高等教育独習試験訓練シリーズ」という書籍について、出版発行契約を結んだ。契約により、Y<sub>1</sub>は、上述図書の中国語版の専有使用権を、Xに授与した。Y<sub>1</sub>は、Xに出版管理費、再販の際の管理費を支払う約束があった。また、上述作品の出版に要する一切の費用をY<sub>1</sub>が負担する旨約定した。書籍の印刷に関して、Xに国家指定の印刷工場に依頼することを合意した。

2005年に、訴外A（化学工業出版社印刷工場）は、X・Y<sub>1</sub>を被告として、印刷費633,142.6元及び利息を請求した。Xは、Y<sub>1</sub>を代位して上述費用を弁済した後にその返還をY<sub>1</sub>に請求したが、拒絶された。

なお、Xは、Y<sub>1</sub>の株主であるY<sub>2</sub>（被告）に対して、Y<sub>1</sub>の債務につき

連帯責任を追求した。理由としては、Y<sub>1</sub>は、2007年11月23日に、営業許可書が取り消されたが、未だ清算手続きを行わなかったことにある。Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の法定代表者兼支配株主であるから、Y<sub>1</sub>の営業許可書が取り消された後15日以内に清算を行うべきであった。その義務を履行しなかったため、株主の権利を濫用して、債務を逃れ、著しく債権者の利益を損なうに至ったとXは主張した。

**【判旨】 請求認容**

「XとY<sub>1</sub>間に結んだ出版発行契約は…有効な契約である。双方当事者は、契約により各自の義務を履行すべきである。Xは、訴外Aに印刷費等の支払いを履行したため、契約の約定により、Y<sub>1</sub>はXに上述費用の返還をすべき」である。

「Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の支配株主として、Y<sub>1</sub>の営業許可書が取り消された後15日以内に、清算委員会を成立させ、清算をしなければならない<sup>4</sup>。ところが、Y<sub>2</sub>はその義務を履行せず、株主の権利を濫用して、債務を逃れ、著しく債権者Xの利益を損なった。したがって、会社の債務につき連帯責任を負うべき」である。

**【判例25】** 江蘇省徐州市中級人民法院2010年5月28日判決（2010）徐商終字第0221号

**【事実の概要】**

2006年8月15日、X（原告、被控訴人）とY<sub>1</sub>会社（被告）との間に金銭消費貸借契約が締結された。Xは契約どおりにY<sub>1</sub>に10万円の金員を渡したが、Y<sub>1</sub>は消費貸借期間満了後、元金及び利息を払わなかった。XはY<sub>1</sub>に元金及び利息併せて13万円の支払いを請求した。

また、Y<sub>1</sub>は2003年8月21日に設立された有限会社であり、その株主はY<sub>2</sub>会社（被告、控訴人）Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>、Y<sub>5</sub>（以下、Y<sub>2</sub>～Y<sub>5</sub>をY<sub>2</sub>らという）

<sup>4</sup> 「中国会社法」第184条前段は、以下のとおり規定する。すなわち、「会社は、本法第181条第(1)号（営業期間満了による解散）、第(2)号（株主総会の決議解散）、第(4)号（営業許可書の取り消されるによる解散）、第(5)号（株主の請求による解散）の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない」。

である。2006年8月3日、Y<sub>1</sub>の営業許可書が取り消された。Xは、Y<sub>1</sub>の株主が合法的な清算手続きを経ずに、各自の出資を払い戻したことを理由に、Y<sub>1</sub>の株主Y<sub>2</sub>らにY<sub>1</sub>の本件債務に対して連帯責任を負うよう訴えを提起した。

**【一審法院の判断】**

一審法院は、X・Y<sub>1</sub>間の消費貸借契約の有効性を認めた。また、Y<sub>2</sub>らが、所定の清算手続きを経ずに、各自の出資を引き出したことは、出資の払戻と認定する。Y<sub>2</sub>らの出資の払戻行為は会社法人格の濫用に該当し、著しくXの利益を害した。人民法院は、以上の認定に基づいて、会社法第20条第3項の規定によって、Y<sub>2</sub>らにY<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うと命じた。

Y<sub>2</sub>は控訴

**【判旨】 控訴棄却**

「…Y<sub>1</sub>の株主Y<sub>2</sub>らによる出資の払戻行為が認定できる。Y<sub>2</sub>らによる出資の払戻行為が、会社の資本を客観上減少させ、会社の債務負担能力を弱めた。その行為が会社の債権者の権利を害したため、会社の法人格と株主の有限責任を濫用したと看做される。したがって、Y<sub>2</sub>らは各自、払い戻した資金の範囲内でY<sub>1</sub>の債務につき連帯責任を負うべきである。」

**第4款 会社法の強行規定（個人名義口座開設禁止規定（会社法第172条第2項））違反の事例**

この事例は、以下の【判例26】の1件の事例である。

**【判例26】**長沙市中級人民法院2009年7月24日判決（2009）長中民二終字第1471号

**【事実の概要】**

2005年1月19日に、X会社（原告、被控訴人）はY<sub>1</sub>会社と鉱物製品売買に関する契約を締結した。2007年7月29日に、双方が既存の債権・債務を整理する際に、Y<sub>1</sub>はXに買掛金債務合計240万元を負っていることが確認された。その後、XはY<sub>1</sub>に当該債権を主張したが、Y<sub>1</sub>が応じなかったため、Xは訴えを提起した。

また、Y<sub>1</sub>の株主 Y<sub>2</sub> (被告) は、Y<sub>1</sub>の法定代表者を兼ねている。X は、Y<sub>1</sub>が Y<sub>2</sub>の名義で銀行口座を開設した事実に基づいて、Y<sub>1</sub>の本件債務に Y<sub>2</sub>に対しても連帯弁済責任を負わせるよう訴えを提起した。

#### 【一審法院の判断】

一審法院は、Xの主張即ち、Y<sub>1</sub>が Y<sub>2</sub>の名義で銀行口座を開設する事実に対して次の判断をした上で、Xの責任を認めた。すなわち、Y<sub>1</sub>の当該行為は、会社法第172条2項<sup>5</sup>に違反したため、会社法第20条第3項の規定によって、Y<sub>2</sub>の上述個人口座開設行為は、会社の独立地位と株主の有限責任の濫用に該当するので、Y<sub>2</sub>に連帯責任を命じた。

Y<sub>1</sub>は控訴。

二審法院は、一審判決を認容した。

### 第5款 財産混同・法人格混同の事例

この事例は、以下の【判例27】～【判例33】の7件の事例である。

【判例27】浙江省湖州市中級人民法院2006年11月28日判決（2006）湖民一初字第9号

#### 【事実の概要】

X会社（原告）は「圓明園四十景図」（以下、「景図」とする）の出版使用权を取得し、訴外A会社と委託加工契約を締結し、A会社に「景図」を珍藏絵巻に作成することを委託した。A会社は、Y<sub>1</sub>会社（被告）に印刷加工を依頼した。

Xは、「景図」を国内で一回切り・数量限定発売を予定したところ、Y<sub>1</sub>会社がXから授權を得ないまま、同じ絵巻を販売したことを発見した。

Xは、Y<sub>1</sub>会社の行為が不正競争防止法に違反し、不法行為に該当すると主張した。また、Y<sub>1</sub>会社の代表取締役兼第一株主としてのY<sub>2</sub>（被告）が会社財産を個人財産と混同し、会社の収益を個人で占有することを理

---

<sup>5</sup> 中国会社法第172条は、以下のとおりに規定する。すなわち、「会社は、法定の会計帳簿以外に、別に会計帳簿を設けてはならない。会社の資産について、いかなる個人名義によっても口座を開設して預金してはならない」。

由に、会社法第20条第3項を適用して、Y<sub>2</sub>の連帯責任を追及した。

**【判旨】 請求棄却**

「Y<sub>1</sub>の行為は不正競争であり、不法行為に該当する。Y<sub>2</sub>の絵巻販売行為はY<sub>1</sub>会社の行為とみなされる。また、Y<sub>2</sub>の財産と会社の財産との混同について、Xはそれについて何らの証拠も提出できなかったし、Y<sub>2</sub>が債務を逃れ、著しく債権者の利益を害する証拠も提出できなかった。したがって、会社法第20条第3項を適用できない。よって、Y<sub>2</sub>に連帯責任を負わせるとの主張を支持できない。」

**【判例28】** 福建省高级人民法院2007年1月4日判決（2006）閩民終字第504号

**【事実の概要】**

X（原告、控訴人）は、ガラス芸術彫刻向けの専門図形データベースについての著作権を有する。2005年7月に、XはY<sub>1</sub>会社（被告、控訴人）が宣伝・販売している同じ用途の図形データベースに対して、Xが著作権を有する上述データベース及び作品の文字説明と基本操作マニュアルが使用されたことが判明した後、著作権侵害行為差止め・損害賠償などを主張して、訴えを提起した。

人民法院の認定によると、Y<sub>1</sub>会社は、Xの許可なくXが著作権を有する上述データベース及び作品の文字説明と基本操作マニュアルの一部を宣伝・販売したこと自体、Xの上述著作権の侵害に当たる。また、Y<sub>1</sub>会社の代表者Y<sub>2</sub>（被告、被控訴人）は、Y<sub>1</sub>会社の販売サイト上でY<sub>2</sub>の6つの個人預金口座番号を会社の預金口座と並べて使用している。Y<sub>2</sub>に対して行った録音証拠により、商品代金を直接Y<sub>2</sub>の個人口座に振り込むよう取引の相手に要求したことも認定した。Xはこれに基づいて、Y<sub>2</sub>の連帯賠償責任を請求した。

**【原審法院の判断】**

「Y<sub>1</sub>会社が法により成立した会社であるため、その代表者たるY<sub>2</sub>が個人の口座を会社のサイト上に公開し、且つ会社の経営用決算口座として使用すること自体は、会社の法人行為とみなし、かかる法的責任は会社に帰すべき」である。

Xは控訴。

控訴理由は、以下のとおりである。「Y<sub>1</sub>会社の登録資本金は50万元であるが、原審法院は、Y<sub>1</sub>会社に仮差押に基づく保全処分を行ったとき、パソコン何台のほか、価値のある固定資産がないことを判明した。会社の預金口座上に1万2千円の預金しかなかった。Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>会社の第一株主兼法定代表者であり、会社のサイト上にY<sub>2</sub>個人の口座を公開して商品代金の受取に使用している。Y<sub>2</sub>は普段、取引相手に商品代金を自分の個人口座に振り込むよう要求した。したがって、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>会社とともにXに対して連帯賠償責任を負うべき」である。

**【判旨】 控訴認容**

「1、Y<sub>2</sub>の6つの個人預金口座がY<sub>1</sub>会社のサイト上で公開して、会社の口座とともに会社の販売した商品（Xの著作権侵害の商品も含む）の代金受取口座に使用した。

2、録音証拠により、Y<sub>2</sub>が本件商品の代金を会社の口座でなく、Y<sub>2</sub>個人の口座に振り込むよう明確に取引相手に要求した。

原告の主張に対して、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>は、Y<sub>2</sub>の個人口座に商品代金を受け取った後、その代金を会社の口座に戻した証拠を提出できなかった。以上の2点の事実を鑑み、Y<sub>2</sub>個人の口座・資金がY<sub>1</sub>会社のそれと混同され、会社の利益と株主個人の収益とが区分されていないことが認定できる。…したがって、Y<sub>1</sub>の不法行為債務につき、Y<sub>2</sub>が連帯賠償責任を負うべきである。」

**【判例29】** 河北省辛集市人民法院2007年5月28日判決（2007）辛民初字第20004号

**【事実の概要】**

Y<sub>2</sub>（被告）は、Y<sub>1</sub>会社（被告）の株主であり、出資引受額が196.2万元で、Y<sub>1</sub>会社の資本金の中90%の割合を占めていた。2006年9月7日に、X（原告）は、Y<sub>1</sub>の代表取締役Y<sub>2</sub>との間に、Y<sub>1</sub>のXに履行遅延した買掛金について合意を締結した。この合意により、Y<sub>1</sub>のXに負担している代金債務1,388,980元のうち、Y<sub>1</sub>がその所有する工場、機械設備の所有権を80万元に換価してXに移転する。残りの58.8万元（58.8980万元の中の980元につき、Xがその請求を放棄した）につき、Y<sub>1</sub>がなるべく早く履行するよう約定した。



2006年8月16日に、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>のXに対する代金債務のために、個人名義で本件代金債務を履行する旨の保証書を書いた。その後、Y<sub>1</sub>の経営が停止し、工場、機械設備がXに移転された。Xは、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の訴訟（別訴）に個人名義で応訴すること、Y<sub>1</sub>の年度貸借対照表中、帳簿上の記載は実際の収支と一致しないことなどを理由に、Y<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>の財産が混同することを主張して、Y<sub>1</sub>の履行されていない58.8万元代金債権について、Y<sub>2</sub>も連帯責任を負うよう訴えを提起した。

**【判旨】 請求認容**

「会社の株主は、法律・行政法規と会社の定款の規定を遵守しなければならない。法によって株主としての権利を行使し、会社の法人としての独立地位と株主の有限責任を濫用して会社債権者の利益を損なってはならない。本件において、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>会社の支配株主として、会社の債権債務を個人のそれと混同し、貸借対照表に真实性を欠いたことが認定できる。XのY<sub>1</sub>会社に対する財務帳簿審査請求に対して、Y<sub>2</sub>は正当な理由なく、この請求を拒否したことに鑑み、法人格濫用事実の不存在につき、証明不能の結果を甘受すべき」である。

**【判例30】** 上海市第一中級人民法院2008年12月8日（2008）滬一中民四（商）終字第1430号

**【事実の概要】**

X会社（原告）は、Y<sub>1</sub>会社（被告）との間に2007年3月に布に関する売買契約を締結した。2008年6月に双方は債権・債務を確認したところ、Xは、Y<sub>1</sub>に30.6万元の売掛金債権を有していることが分かった。2002年9月8日にY<sub>1</sub>の営業許可書が取り消されたが、Y<sub>1</sub>の株主Y<sub>2</sub>（被告）は、Y<sub>1</sub>の名義でXと取引をなした。Xは、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の営業許可書が取り消されたにもかかわらず、Y<sub>1</sub>の名義で自己と取引をしたこと自体、自己への詐欺に該当することであるから、Y<sub>1</sub>の本件債務につきY<sub>2</sub>も連帯責任を負うよう求めて訴えを提起した。

**【一審法院の判断】**

一審法院は、Xの請求を棄却した。すなわち、Y<sub>1</sub>の営業許可書が取り消されたが、会社法人の資格がまだ存在しているため、独立に民事責任を負担すべきである。Y<sub>1</sub>は代金の一部を支払った。Y<sub>2</sub>が契約商品を

受け取る行為自体は、 $Y_1$ を代表する職務行為であるため、詐欺に該当しない。したがって、 $Y_2$ は、 $Y_1$ の債務につき連帯責任を負わない。

Xは控訴。

**【判旨】控訴認容**

「 $Y_1$ は、その営業許可書が取り消されたため、既に生産・経営の資格を失った。X・ $Y_1$ 間の本件売買契約が締結されるまでに、 $Y_1$ は既に4年半に渡り生産・経営の資格を失っていた。この場合、 $Y_1$ は、商取引に必要な企業の預金口座、営業用領収書等を具備することができなくなる。… $Y_2$ は、 $Y_1$ の株主兼法定代表者として、Xと契約を締結する際に上述 $Y_1$ の状況を当然承知している。しかし、 $Y_2$ は、 $Y_1$ の実際の状況を隠匿し、Xと契約を締結した。よって、 $Y_2$ の行為は、 $Y_1$ のそれと混同しているといえる。しかも、一旦、経営中にリスクが発生したら、 $Y_1$ は当然、責任を負う能力がない。したがって、 $Y_2$ の当該行為は、實際上、会社の独立地位と株主の有限責任を濫用し、著しくXの利益を害したといえる。会社法第20条第3項によって、 $Y_2$ は、 $Y_1$ の債務に対して連帯責任を負わなければならない。」

**【判例31】** 雨湖区人民法院2009年1月4日判決（2008）雨法民二初字第269号

**【事実の概要】**

1998年11月4日に、 $Y_1$ （被告）は、B会社と共同で貿易市場ビルを開発する契約を締結した。契約により、双方は、当該工事の対象である本件貿易市場ビルに対する施工・利益配分について約束した。1998年12月12日に、BはさらにA会社と共同で前述ビル開発契約を締結した。1998年12月29日にAは、X（原告）に本件工事の施工を請け負わせた。Xは、契約どおりに本件工事を終わらせ、貿易市場ビルをAに交付したが、Aは代金の一部を支払った後、残りの44.5万円の代金を支払わなかった。

$Y_1$ は $Y_2$ 会社（被告）の支配株主であり、本件工事が完成した後に、 $Y_1$ は、本件のビル名義を $Y_2$ の所有に登録し、また、 $Y_1$ ・ $Y_2$ 間では、本件ビルに関する紛争解決及び法律責任につきすべて $Y_1$ に帰属すると約定した。Xは、 $Y_1$ と $Y_2$ の間に法人格の混同が存していることを主張して、

Y<sub>1</sub>のXに負う債務<sup>6</sup>についてY<sub>2</sub>にも連帯責任を負うよう訴えを提起した。

【判旨】 請求認容

「まず、本件に関わる不動産は、Y<sub>2</sub>の名義に登録された。Y<sub>2</sub>は、本件不動産のすべての権利を承継した一方、権利・義務対等の原則によって、Y<sub>2</sub>は本件工事に関する責任をも負担しなければならない。また、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の間に法人格の混同が存しているため、会社法第20条第3項の規定に基づいて、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の本件債務に対して連帯責任を負わなければならない。」

【判例32】 邢台中級人民法院2009年5月15日判決（2009）邢民二終字第80号

【事実の概要】

X会社（原告、被控訴人）は、Y<sub>1</sub>会社（被告、控訴人）との間にカシミア製品に関する売買契約を締結した。XはY<sub>1</sub>に139万円の売掛金債権を有している。2008年8月28日に、Y<sub>3</sub>（被告、控訴人、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>の株主）は、Y<sub>1</sub>会社、Y<sub>2</sub>会社（被告、控訴人）の法定代表者の名義でXに合意書を提出した。その内容は、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は関連会社であり、Y<sub>1</sub>のXに負っ

---

<sup>6</sup> Y<sub>1</sub>の債務について、中国法の規定を紹介する。中華人民共和国契約法第286条は、以下のとおりに規定する。「発注者が約定に従って代金を支払わないときは、請負人は発注者に対して合理的期間内に代金を支払うよう催告することができる。発注者が期限を徒過しても支払わないときは、建設工事の性質に照らして、換価売却、競売をすべきでない場合を除き、請負人は発注者と協議して当該工事を換価売却することができ、又は人民法院に当該工事を法に従って競売するよう申請することができる。建設工事の代金は、当該工事の換価売却又は競売の代金より優先的に弁済を受ける」。

最高人民法院「建設工事契約紛争を審理する際に関する暫定意見」第7条は、以下のとおりに規定する。すなわち、「二つ以上の法人、その他の経済組織又は個人は共同で工事を建設し、共同建設工事に対して共同の権益を享受する場合、共同建設者の中の一つが工事の請負者と建設工事契約に基づく紛争が起きた場合、その他の共同建設者にも共同原告・被告にならなければならない」。

以上の二つの法規定によると、結局、Xは、Aと契約を締結したが、本件工事の共同建設者としてのB、Y<sub>1</sub>に対しても建設工事代金の支払を請求することができる。

ている債務につき、 $Y_2$ も共同で返還するということである。

$X$  は、 $Y_1$ と  $Y_2$ が関連会社であり、 $Y_3$ が  $Y_1 \cdot Y_2$ との間に財産混同が存するため、 $Y_1$ の債務につき  $Y_3$ も連帯責任を負うべきであると請求した。

#### 【一審法院の判断】

一審法院は、原告の請求を認めた。すなわち、名義上で  $Y_1$ が  $X$  と契約を締結したが、契約の品物は  $Y_2$ が受け取っていた。よって、 $Y_3$ が  $Y_1 \cdot Y_2$ の法定代表者として、両会社の財産をコントロールしているといえる。したがって、 $Y_3$ は  $Y_1$ の債務につき連帯責任を負担するべきである。

$Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ は控訴。

#### 【判旨】 控訴棄却

「… $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ は、 $Y_1$ の  $X$  に負っている債務につき、 $Y_2$ も共同で返還するという約定につき、異議がない。本件争いの焦点は、 $Y_3$ が  $Y_1$ の本件債務につき連帯責任を負うかどうかである。… $Y_3$ は  $Y_1 \cdot Y_2$ の支配株主兼法定代表者として、その身分は比較的に特殊である。会社法第20条第3項の規定に基づいて、一審法院は、 $Y_1$ 、 $Y_2$ の財産が  $Y_3$ のそれと混同しているかどうかを確かめるために、 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ に両会社の帳簿を提供することを要求したが、 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ はその提出を拒否した。 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ はその負担する訴訟義務を履行しないため、挙証不能という不利な結果を甘受することがやむをえない。したがって、 $Y_3$ は  $Y_1$ の債務に対して連帯責任を負うべきで」ある。

【判例33】 洛陽市潤西区人民法院2009年10月20日判決（2009）潤民一初字第283号

#### 【事実の概要】

$X$  会社（原告）と  $Y_1$ 会社（被告）の間に商品販売代理契約を締結している。契約により、 $Y_1$ は  $X$  の商品の販売を代理する。2007年12月に、 $X \cdot Y_1$ 間に代理販売金額を確認したところにより、 $Y_1$ は商品販売代金53万元を  $X$  に支払っていない。 $X$  はこの代金を  $Y_1$ に請求したが、 $Y_1$ は応じなかった。

$Y_2$ （被告）、 $Y_3$ （被告）は  $Y_1$ の株主であり、 $Y_4$ （被告）は  $Y_1$ の実際上の経営者である。 $X$  は、 $Y_2$ 、 $Y_3$ 、 $Y_4$ が法人の独立地位を利用して、

その個人資産を Y<sub>1</sub>のそれと混同させ、また、長期に渡って X の資金（商品販売代金）を占有して X に交付しないことを理由に、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>に Y<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うよう訴えを提起した。

**【判旨】 請求認容**

「Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>が法人の独立地位を利用して、その個人資産を Y<sub>1</sub>のそれと混同させ、また、長期に渡って X の資金（商品販売代金）を占有して X に交付しないことによっては、債権者 X の合法的利益を侵害した。したがって、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>は、Y<sub>1</sub>の債務に対して連帯責任を負うべきである。

**第6款 契約の解釈（契約相手方の確定、契約目的の合理的解釈）による解決事例**

この事例は、以下の【判例34】～【判例36】の3件の事例である。

**【判例34】** 広東省広州市中級人民法院（2006）穗中法民二終字第1791号判決

**【事実の概要】**

Y<sub>2</sub>（被告、被控訴人）は、2001年6月22日より、建築用原材料向けの個人商店を経営してきた。2002年1月12日に、X 会社（原告、控訴人）は、Y<sub>2</sub>の個人商店とセメント売買契約を結んだ。2003年4月12日に至り、帳簿の確認によれば、Y<sub>2</sub>の個人商店は X にセメント買掛金として金1,013,544.04元の債務を負っている。

2003年5月12日に、X は、Y<sub>1</sub>会社（被告、被控訴人、Y<sub>2</sub>の個人商店そのものが法人化した会社。株主が二人、Y<sub>2</sub>が95%の持分を有する）、Y<sub>2</sub>との三者の間に、債務移転による合意書を結んだ。合意書により、Y<sub>2</sub>の個人商店と X との間に発生する債権債務をすべて Y<sub>1</sub>会社に移転する。X はこれを承諾した。同日、X と Y<sub>1</sub>会社間にセメント売買契約を結んだ。その後、売買代金について XY<sub>1</sub>間に争いがあった、X は訴えを提起した。請求は、Y<sub>1</sub>に売買代金債務を履行させ、Y<sub>2</sub>がこれについて、連帯責任を負わせるというものである。

**【原審判決】**

(Y<sub>1</sub>の弁済責任について)「XとY<sub>2</sub>の個人商店間に結んだセメント売買契約、XとY<sub>1</sub>会社間に結んだセメント売買契約及び債務移転合意がすべて真実な意思表示であり、内容としても法律・行政法規の強制的規定に違反しないため、有効である。したがって、各当事者は(契約・約定)を守るべきである。…Y<sub>1</sub>は上述債務をXに履行すべき」である。

(Y<sub>2</sub>の連帯責任について)「Xは、『中華人民共和国契約法』(以下、『契約法』とする)第65条<sup>7</sup>によって、Y<sub>2</sub>の連帯責任を主張したが、『契約法』第65条が当事者間において、第三者が債権者に対して債務を履行する旨約定した場合の規定であるため、本案は、債務移転に関する事案である以上、Y<sub>2</sub>にY<sub>1</sub>の債務につき連帯責任を負わせるのは、法的根拠がないため、支持できない。」

Xは控訴。理由は、債務移転合意が結ばれたのが、2003年5月12日であったが、Y<sub>1</sub>が成立した期日は2003年6月18日であった。時間的流れからみると、Y<sub>2</sub>の債務移転行為は、Xへの詐欺に当たる。また、Y<sub>1</sub>会社は名義上、株主が二人いるが、實際上、Y<sub>2</sub>一人に支配されている。Y<sub>1</sub>の登録資本金は50万元に比して、現在負っている債務は100万元余り(法院の認定金額が68万余り)である。さらに、Y<sub>1</sub>成立一年後、住所変更の登録を経ないまま、登録された住所から離れたことを加えて考えると、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>会社を設立目的がY<sub>2</sub>個人の債務を逃れることである。したがって、会社法第20条第3項により、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の債務につき連帯責任を負うべきである。

#### 【判旨】 控訴棄却

「…設立後のY<sub>1</sub>会社が設立中の会社の先行行為につき承認を行った。しかも、債務移転合意書中の債務についても、Y<sub>1</sub>は現在、履行している以上、Y<sub>2</sub>がXに対して直接、弁済責任を負わせる主張につき、支持できない。」

<sup>7</sup> 『契約法』第65条は、以下のとおりに規定する。すなわち、「当事者間において、第三者が債権者に対して債務を履行する旨約定した場合、第三者が債務を履行せずまたは債務の履行が約定に符合しないときは、債務者は債権者に対して連帯責任を負担しなければならない」。塚本宏明監修『逐条解説 中国契約法の実務』(中央経済社、2003年)95頁(村上幸隆訳)。

【判例35】上海市第一中級人民法院2007年4月9日判決（2004）一中民五（知）初字第132号

【事実の概要】

2000年6月に、X（原告）は、Y<sub>1</sub>会社（被告）との間に「電子発声積木に関する技術移転合意書」（以下、「合意書」という）が結んだ。「合意書」により、Xは、自己の特許権（実用新案）を有する本件技術をY<sub>1</sub>に移転する。代価として、Y<sub>1</sub>の当該技術で製造した商品の売上高の3～4.5%をXに分配する。Y<sub>1</sub>は工場を有しないため、Y<sub>2</sub>会社（被告、Y<sub>1</sub>の姉妹会社）の工場で製造を行った。

2004年2月5日、Xは、Y<sub>2</sub>がXの技術で製造した商品をアメリカに輸出することを発見した。そこで、Xは、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>が上述「合意書」を違反することを理由に、Y<sub>2</sub>の商品売上高に対して利益分配するよう請求した。予備的請求として、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>は同じく株主構成を有する関連会社であるから、法人格否認の規定を適用して、Y<sub>2</sub>の責任を追求して、訴えを提起した。

【判旨】

「Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の許可を得て係争技術の商品を製造したことは認定できる。Y<sub>2</sub>の製造行為については、契約の合目的的解釈の立場に立つ限り、Y<sub>1</sub>の製造行為とみなす方が、本件契約の目的に合致する。」

Y<sub>2</sub>の責任について。『中華人民共和国会社法』第20条第3項は、法人格否認の制度を規定したけれど、…完全にその構成要件に当てはまってはじめて適用すべきである。さもないと、有限会社制度の基礎を動揺させる恐れがある。…本件においては、Y<sub>1</sub>の株主は二人の自然人であり、Y<sub>2</sub>ではない。そして、Y<sub>1</sub>の法人格が否定されたとしても、Y<sub>2</sub>は当然に責任を負うわけではない。…Xの請求を支持できない。」

【判例36】四川省成都市中級人民法院2009年2月23日判決（2009）成民終字第98号

【事実の概要】

2007年8月～2008年3月に、X（原告、被控訴人、個人企業の事業主）はY会社（被告、控訴人）との間で加工物に関する請負契約を締結した。Xは契約通りに完成した加工物をYに交付したが、Yは一部の代金



27,220元のみを支払った後、残り49,601元は履行しなかった。Xは残りの代金債権を請求するために、訴えを提起した。

Xは加工物をYに交付した後、A会社（第三者、控訴人、Yの法人株主）は上述一部の代金をXに支払った。XはY、Aに法定代表者が同一人で、両会社の経営範囲も同じのため、X自身すらY、Aのどちらかと取引を行ったかを区別できなかった。さらにY、Aの行為は法人人格の濫用を理由に、Y、Aに連帯してXの代金債権を負えと請求した。

#### 【一審判決】

「…Aの代金支払行為とYの加工物領収行為とを合わせて考えると、Xと取引を行った相手はYとAだと認定できる。したがって、Y、AはXに対する債務を連帯して弁済すべき」である。

Y、Aは控訴した。

#### 【判旨】 破棄自判

『中華人民共和国会社法』第20条3項に規定によると、会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。本件において、AがYの株主として、Yの財産・経営・人事などに不当な支配を行い、しかも、この支配権を利用して法律及び契約上の義務を回避して、著しく会社債権者の利益を害したことについて、Xはその事実を証明する証拠を提出しなかったため、Xの主張を支持でき」ない。

### 第7款 その他の事例<sup>8</sup>

---

<sup>8</sup> 本節第1款～第5款（第6款－契約の解釈による解決事例を除く）には、会社法第20条第3項を適用する際に、株主に帰責性があることは特徴である。例えば、第1款には株主による債権者詐害という目的があり、第2款には株主による会社財産流用という目的があるなど挙げられる。しかし、第7款に扱う二つの事例には、株主による帰責性（債務を逃れる目的）がないにもかかわらず、人民法院は当該株主に責任を課した。これは人民法院が法を適用する際になされた問題である。そこで、株主に帰責性がないことを基準として第7款を設ける次第である。



この事例は、以下の【判例37】、【判例38】の2件の事例である。

【判例37】 武漢市中級人民法院2009年5月19日判決（2008）武民商初字第133号

【事実の概要】

2006年7月13日に、X銀行（原告）とY<sub>1</sub>会社（被告）との間に金額が3,000万元の金銭消費貸借契約が締結された。A、B、CはY<sub>1</sub>の債務についてXと連帯保証契約を締結した。その後、X銀行は契約どおりに金員をY<sub>1</sub>に交付したが、Y<sub>1</sub>は、契約期間満了後に借入金の返還をしなかった。XはY<sub>1</sub>が契約違反を理由に、本件借入金の一部172万元及び利息220万元の返還をY<sub>1</sub>に請求した。

Y<sub>1</sub>が本件金員を借り入れる用途は、その請け負った水力発電工事の流動資金に充てることである。Y<sub>1</sub>は本件消費貸借契約を締結した後、その請負工事の開発及び本件借入金の使用のために、100%子会社Y<sub>2</sub>（被告）を設立した。Xは、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の100%子会社であり、しかも、Y<sub>2</sub>の設立がもっぱらY<sub>1</sub>の請負工事の開発及び本件借入金の使用をなすことを目的としているので、Y<sub>1</sub>の債務に対しY<sub>2</sub>も連帯保証責任を負うよう訴えを提起した。

【判旨】 請求認容

「Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の100%子会社として、Y<sub>1</sub>の請負工事の開発及び本件借入金の使用をなしている。よって、Y<sub>2</sub>は、法によって（会社法第20条第3項）Y<sub>1</sub>の本件借入金元金及び利息債務に対して連帯責任を負うべきで」ある。

【判例38】 襄城县人民法院2009年11月5日判決（2009）襄民二初字第457号

【事実の概要】

2008年4月にY<sub>1</sub>会社（被告）は、X（原告）から8万元の金員を借り入れた。Y<sub>1</sub>は、未だにその借入金を返還しなかった。2008年11月にY<sub>1</sub>の株主Y<sub>2</sub>（被告）、Y<sub>3</sub>（被告）は、各自その持分をBとCに譲渡した。Xは、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>がその持分をBとCに譲渡した際に、Y<sub>1</sub>のXに負担している債務を弁済しなければならず、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>がY<sub>1</sub>のXに負担している債

務を弁済しないことは、会社法人の独立地位と株主有限責任の濫用であるので、X に対して連帯責任を負うべきであると、訴えを提起した。

**【判旨】 請求認容**

「Y<sub>1</sub>の株主 Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>はその保有する Y<sub>1</sub>の持分を B、C に譲り渡した後に、Y<sub>1</sub>の債務に対して弁済をなすべきであるにもかかわらず、未だ X による借入金を返還していない。Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の行為は、X の合法的利益を損なった。会社法第20条第3項によると、…したがって、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>は Y<sub>1</sub>の本件借入金債務に対して連帯弁済責任を負うべきで」ある。

## 第2節 判例から見た中国における法人格否認法理の要件

株主による法人格の「濫用」とは何であるかという問題の検討は、中国における法人格否認制度を理解するためにもっとも重要な作業である。本論文は、この問題意識に基づいて、中国の実際の裁判例を整理・分析して、法人格の「濫用」を導き出したい。

中国会社法第20条第3項の文言から見ると、株主に連帯責任を課するために、株主による法人格を濫用する主観的目的が必要ではないかと読み取ることができる。実際の裁判では、この主観的濫用の目的が必要であるかが問題となる。この問題を念頭に置いて、以下で中国の裁判例を分析する。

### 第1款 株主による主観的濫用の目的の要否について

検討した38件の裁判例の中では、判決の根拠が会社法第20条第3項ではなく、契約の合理的解釈による解決事例（【判例34】【判例35】【判例36】）を除いて、以下の1～4に分類し検討をする。分類の基準は、株主による主観的濫用の目的の有無である。

1 主観的濫用の目的を必要とするとした判決。これらの判決は、【判例1】【判例2】【判例3】【判例4】【判例5】【判例7】【判例8】【判例9】【判例12】【判例13】【判例14】【判例22】【判例25】の13件である。これらの判決は、人民法院が株主による主観的濫用の目的が必要である

と明言したものである。

2 主観的濫用の目的を明言しなかったとした判決。これらの判決は、【判例11】【判例15】【判例17】【判例18】【判例20】【判例23】【判例26】【判例37】【判例38】の9件である。

これらの判決のほとんどは、人民法院が株主に主観的濫用の目的の存在について特に明言していなかったけれど、判決全体を読み上げた上で株主による債務逃れの目的があるではないかと読み取ることができる。

3 主観的濫用の目的を必要としないとした判決（形骸化（財産混同、法人格混同）状況を要件とした判決）。これらの判決は、【判例28】（財産混同）【判例29】（財産混同）【判例31】（法人格混同）【判例32】（財産混同）の4件である。これらの判決は、人民法院が株主に責任を課する際に、その根拠を財産混同などの形骸化の状況に求めた。だが、この類型の判決のなかに株主による会社財産を流用する目的が明らかであった事案（例えば【判例28】）も存する。

4 主観的濫用の目的要件と形骸化状況が混在している事案。これらの事案は、【判例10】【判例27】【判例30】【判例33】の4件である。後述のとおり、これらの判決は、判決文のなかに「財産混同」などの言葉が出ているが、財産混同を単独の要件として株主に責任を課するではなく、株主による会社財産流用（例えば【判例10】【判例27】）、債権者被害（例えば【判例33】）などの目的を証明するために用いられたものがある。

## 第2款 判例から示された問題点

### 一 「濫用」要件認定の基準—主観的目的<sup>9</sup>が必要

#### 1 主観的濫用の目的が必要とした判決

---

<sup>9</sup> 会社法第20条第3項の文言及び第3章第1節に検討した判例からみると、株主による「主観的濫用の目的」とは、会社の株主が会社への支配権を利用して会社の財産を搾取するなど債務を逃れる意図を指す。

判例の考察から分かるように、人民法院が会社法第20条第3項を適用する際に、被告による主観的濫用の目的が必要であると明言した判決は多い。すなわち、【判例1】【判例2】【判例3】【判例4】【判例5】【判例7】【判例8】【判例9】【判例12】【判例13】【判例14】【判例22】【判例25】の13件の判決である。

#### (1) 濫用目的の種類

【判例1】は、濫用の目的として、会社の株主が賠償責任を免れるために会社を清算して解散したことである（否定例）。

【判例2】は、濫用の目的として、会社の株主が虚偽の契約を締結することによって契約相手方の契約代金を騙取することである（否定例）。

【判例3】【判例4】【判例5】【判例7】は、濫用の目的として、株主が清算義務を履行しないことによって会社債権者の利益を害したことである。

【判例5】【判例9】【判例12】【判例13】は、濫用の目的として、株主が会社の財産を流用・移転することによって会社債権者の利益を害したことである。

【判例22】【判例25】は、濫用の目的として、株主がその出資の払戻を受けることによって、会社の債務弁済能力が弱められるに至って、その結果、会社債権者の利益を害したことである。

#### (2) 「濫用目的」の問題点

【判例3】【判例4】【判例5】【判例7】では、人民法院は、濫用の目的として、株主が清算義務を履行しないことによって会社債権者の利益を害したと認定した。しかし、株主が清算義務を履行しないこと自体からは、当該株主の債務逃れの目的を直ちに導くわけではないと思われる。

【判例22】【判例25】では、人民法院は、株主がその出資の払戻を受けることによって会社債権者の利益を害したと認定した。しかし、株主がその債務を逃れる目的をもって出資の払戻を受けたかどうかについて、人民法院は論じなかった。

人民法院は、株主が有限責任を濫用したと認定したとしても、事案からみれば、株主による濫用の目的がはっきり見えない判決もある。要す

るに、会社法第20条第3項の文言である「濫用」について、その要件である「濫用の目的」は、容易に認定することができないであろう。

## 2 主観的濫用の目的を明言しなかった判決について

この類型に属する判決は、【判例11】【判例15】【判例17】【判例18】【判例20】【判例23】【判例26】【判例37】【判例38】の9件である。人民法院は、結論のところで株主の行為が当該株主の独立地位と会社の有限責任を濫用したと認定したが、株主による濫用の目的が見えない。

【判例15】において、人民法院は、 $Y_2$ 、 $Y_3$ に責任を賦課する際に、「法人財産が債権者の唯一の保障であり、もし出資の引受人が全額出資しなければ、結果として、当該行為は法人制度を利用して責任を逃れることである」という理由づけをなした。当該判決文の全体から見れば、株主による債務逃れの意思があるかどうかは、はっきり見えない。

【判例17】【判例18】【判例23】について、人民法院は、株主による仮装払込行為を認定した後に直ちに会社法第20条第3項を適用した。株主の仮装払込行為による債務逃れの意思について、人民法院は言及しなかった。判決全体から見ても、株主による仮装払込行為が直ちに債務逃れの目的を有することを導けないと思われる。

【判例26】は、会社法強行規定（会社法第172条）の違反により、株主が会社の債務につき連帯責任が課された事案である。株主の個人銀行口座が会社に提供すること自体は、会社法第172条に違反する行為であるが、当該株主が債権者を害して債務を逃れる意図があるかどうかにつき、人民法院は明言しなかった。

【判例37】においては、人民法院は、 $Y_2$ が $Y_1$ の100%子会社であり、 $Y_1$ の請負工事の開発及び銀行からの借入金の使用をなしていることを理由に、 $Y_2$ に $Y_1$ の債務に対して連帯責任を課した。【判例38】においては、人民法院は、株主がその持分を第三者に譲り渡す際に、会社の債務をも会社債権者に履行しなければならないことを理由に、持分譲渡を行った株主に会社の債務に対して連帯責任を課した。しかしながら、この二つの判決について、人民法院は、なぜ、被告に責任を負わせるかが明確でないようである。すなわち、被告がどう債務を逃れたかにつき、人民法院は、一切説明しなかった。

## 二 形骸化要件に関する事例

### 1 形骸化（財産混同、法人格混同）状況を要件とするとした判決

これらの判決は、【判例28】（財産混同）【判例29】（財産混同）【判例31】（法人格混同）【判例32】（財産混同）の4件判決である。判決の適用する条文は、すべて会社法第20条第3項である。人民法院は、株主に責任を課する際に、財産混同（法人格混同）を根拠として判決を下した。しかし、中国会社法第20条第3項の文言に照らしてみると、株主に責任を課するために、株主による主観的濫用の目的を必要とするかにみえる。しかし、元々、財産混同を中心とする形骸化徴表には、株主の主観的意図が含まれていない。したがって、会社法第20条第3項を適用する際に、その明確化を確保するために、形骸化をどう位置づけるかが重大な問題になっている。

【判例28】では、人民法院は、株主による会社財産を流用する事実が明らかであるにもかかわらず、財産混同を要件として株主に責任を課した。

【判例29】では、人民法院は、株主が会社財産を流用したかどうかの立証を要求せず、株主・会社間に財産混同があるという状況を要件として当該株主に責任を課した。

【判例31】では、人民法院は、株主が債務を逃れるために、子会社に財産を移転したかどうかを認定しなかった。ただ株主・会社間に財産混同があるという状況を要件として当該株主に責任を課した。

【判例32】において、人民法院は、両関連会社の株主兼法定代表者が債務を逃れる意思があるかどうかを認定せず、株主と関連会社三者間に財産混同があることを理由に、株主に責任を課した。

文理解釈の立場では、中国会社法第20条第3項の適用要件としては、株主による法人格の濫用の目的の存在が必要であることは当然の帰結である。しかし、形骸化という状況は、株主・会社間に実質的一体性を有する単なる事実すぎない。言い換えれば形骸化は株主・会社間における財産区別が不明確な状態を指すだけで、株主による濫用の意図は入っていない。

また、前述判例から分かるように、形骸化という徴表は、せいぜい、株主が会社という法形態を利用して債務を逃れることを証明するため

に、一つの間接的事実を提供する役割を有するに過ぎない。つまり、形骸化事実、株主の「濫用」の意思を直接導くことができない。よって、形骸化という徴表を要件として株主に責任を課することは、事案の本質即ち、株主が会社財産を流用した（例えば【判例28】【判例29】）こと、又は会社財産を子会社もしくは他の姉妹会社に移転する（例えば【判例31】【判例32】）ことを通して会社の債務を逃れるといった目的の存否を離れる恐れがある。その結果として法の安定性が害されるであろう。

## 2 主観的濫用の目的要件と形骸化要件が混在している判決

これらの判決は、【判例10】【判例27】【判例30】【判例33】の4件の判決である。これらの判決は、財産混同などといった文言を使ったけれど、実際に判決文全体を読む限り、必ずしも人民法院が財産混同という状況を会社法第20条第3項の要件とするわけではないことが分かる。

【判例10】【判例27】では、株主・会社間にある財産混同事実は、独立の要件として存在するのではなく、株主による会社財産を流用する目的を証明するために、人民法院が一種の間接的事実として認めたに過ぎない。

【判例30】【判例33】では、株主・会社間にある財産混同という状況は、独立の要件として存在するのではなく、株主による会社の債権者を詐害する目的を証明するために、人民法院が一種の間接的事実として認めたに過ぎない。

【判例10】【判例27】【判例30】【判例33】の場合、株主・会社間にある財産混同という状況は、株主による会社財産を流用する、あるいは会社の債権者を詐害する目的を証明するために、人民法院が一種の間接的事実として認めたに過ぎない。したがって、人民法院は、株主による濫用を認定する際に、財産混同を単独の要件として認定する必要がなく、株主による債務逃れという主観的目的を認定すべきであろう。

しかし、【判例10】【判例27】では、株主による会社財産を流用したことが認定したとしても、直ちに当該株主が債務を逃れる目的の存在を導くことができないであろう。要するに、これは濫用要件自体の不明確性の問題である。



### 第3節 小括

中国会社法第20条第3項は、以下のとおり規定している。すなわち、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」である。文言から見れば、中国会社法第20条第3項は、濫用型の法人格否認の法理であるかに見える。そこで、会社法第20条第3項を理解・適用するために、条文の中にある「濫用」という要件を、できるだけその内容を明確にすることが一番大事であろう。

#### 第1款 考察の結論

第2節における判例の分析から分かるように、人民法院が会社法第20条第3項を適用する際に、被告による主観的濫用の目的を必要とした判決は多い。これらの法人格濫用の目的は、主に①債権者詐害、②株主による会社資金の流用・子会社又は姉妹会社への移転、③株主による法の義務不履行、④会社法の強行規定違反がある。

しかし、第2節以下で考察したとおり、②株主による会社資金の流用・子会社又は姉妹会社への移転事例、③株主による法の義務不履行事例、④会社法の強行規定違反事例について、株主の当該行為からは、必ずしも債務を逃れる目的を含まれていないといえる。要するに、人民法院は、株主による有限責任濫用の目的を要求したとしても、その濫用目的の内容は容易に把握することができない。

一方、判例の考察から分かるように、一部の判例は、株主に責任を課する際に、財産混同を要件として判決を下した。また、株主による法人格濫用の目的を認定する際に財産混同等といった要素も持ち出した判決がある。しかし、財産混同とは、会社とその社員との間にその財産が外観上区別しにくい状況を指すものであるから、会社の背後にある社員が取引上の債務を免れる等の目的の存在は不要である。したがって、財産混同を代表とする形骸化（法人格混同）という要素は、濫用型である中国の法人格否認の規定の枠内でいかに位置づけるかが大きな問題にな



る。

第3章の財産混同（形骸化）判例を再度見よう。【判例28】【判例29】、【判例31】はその事案の実質が株主による会社財産の流用であるといえよう。【判例30】はその事案の実質が契約相手方の確認であるといえよう。【判例33】はその事案の実質が契約相手方からの不当利得返還請求であるといえよう。

## 第2款 問題の再提起

第3章冒頭の部分では本章考察の目的を述べた。すなわち、会社法第20条第3項の要件である「濫用」の内容を解明するために、中国法における同条を適用した裁判例を考察した。しかし、第3章の判例を考察した結果、本章の最初に設定した目的が達成できなかつたといわざるを得ない。すなわち、財産混同を代表とする形骸化（法人格混同）要素を会社法第20条第3項の適用から排除して、同条の適用に株主による有限責任濫用の目的のみを注目するとしても、「濫用」の内容を完全に解明することができない。

言い換えれば、一方、株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、その濫用目的を列挙することは不可能である。他方、人民法院は濫用の目的を認定したとしても、株主の当該行為は必ずしも債務逃れの目的の存在を導くことができない。

したがって、濫用の目的自体は容易に把握するものではないので、濫用の目的自体から会社法第20条第3項の内容を解明することはできない。そこで、代替的基準として、いかなる事実があれば濫用の目的が認定できるかについて、法人格否認の法理に対して更なる考察が必要であろう。

第5章では、日本法上の法人格否認の要件を考察したい。特に法人格否認の法理の中で形骸化がいかに位置づけるか考察し、また、当該法理に対する理論上の構築を考察したい。これら一連の考察の目的は、中国法における法人格否認の法理の要件の明確化を試みることである。

## 第4章 法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する学説の紹介

法人格否認の法理（会社法第20条第3項）の裁判上における運用特にその要件である「有限責任の濫用」について、学説がいかなる態度を示しているかは、同法理を理解するために重要な手がかりであると思われる。以下、法人格否認の法理（会社法第20条第3項）に関する学説の紹介を行う。

法人格否認の法理は、外国から導入されたものである。そこで、中国の学説が同法理をどのように理解しているかは、第4章の考察の内容である。

### 第1節 会社法第20条第3項の要件をめぐる代表的学説の紹介

現在、中国において学説のほとんどは、会社法第20条第3項の文言に照らして法人格否認の適用要件が何かに集中している。しかも、会社法第20条第3項に対して好意的であるのはほとんどである。学説では、大略して二つの説が主張されている。

#### 第1款 有限責任濫用目的必要説（以下、第一説という）<sup>10</sup>。

この説によると、会社法第20条第3項の適用は、二つの場面に分かれている。すなわち、①会社の法人格が濫用される場面と、②形骸化（朱教授の論文では「公司法人格徒具形式」（「会社の法人格が形にすぎない」という－筆者注）の場面である。①の場合として、株主が過度に会社を支配すること、会社資本金が著しく不足すること、不法の目的のために会社を設立すること、会社の法人格を利用して債権者を詐欺することなどが挙げられている。②の場合として、株主・会社の間で財産・業務・会計帳簿等における継続的な混同、法の強行的規定の違反及び会社内部

<sup>10</sup> その代表としては、朱慈蘊「公司法人格否認：從法條躍入實踐」清華法学2007年第2期123頁、王保樹＝崔勤之・前掲書48頁（崔勤之執筆）である。

手続きの不遵守などの状況が挙げられている。

第一説は、①②の二つの場合に対し、会社の株主による債務を逃れる目的が必要であると説いている。

## 第2款 有限責任濫用目的不要説（以下、第二説という）<sup>11</sup>。

この説によれば、濫用要件を認定する際にその不確定性を解消するために、会社の株主による主観的濫用の目的を問わず、濫用の事実を示せばよい。濫用の事実としては主に、1 会社の自己資本が著しく不足していること、2 株主・会社間における法人格の高度的混同という二つの判断基準が挙げられている。

1 会社の自己資本が著しく不足しているとは、①株主の払い込んだ出資金が最低資本金額に下回っていることと、②株主の払い込んだ出資金が最低資本金額に上回っているにもかかわらず、著しく会社の業種・経営規模・従業員雇用規模及び負債規模に相応しい金額に下回っていることを指す。②について、主張者は例として以下のような例を挙げている。すなわち、資本金1,000万元の会社は、銀行から10億円の融資を受けた。この場合、当該会社の自己資本と貸付資本の比率は1：100であるので、著しく自己資本不足といえる。

第二説は、①②の場合、会社法第20条第3項を適用して会社の株主に会社債務に対して連帯責任を負わせるべきだと説いている。

2 株主・会社間における法人格の高度的混同とは、会社・株主間に財産・財務・業務・機構の混同、役員の兼任及び親会社からの直接の指示等の状況を指す。第二説は、この場合、株主・会社間における法人格の高度的混同を認定したうえで、会社の株主に会社債務に対して連帯責任を負わせるべきだと説いている。

## 第2節 会社法第20条第3項の要件に関する学説の検討

<sup>11</sup> 劉俊海『新公司法の制度創新：立法争点と解釈難点』法律出版社（2006年）90～95頁。

## 第1款 第一説の検討

第一説の主張は、日本法の学説を参照したと思われる。すなわち、第一説は、外国法における法人格否認の法理を紹介した際に主に日本法の紹介を行った。第一説の紹介によると、日本法では法人格否認の法理はその適用に二つの要件が必要である。すなわち、「日本の会社法人格否認の実践のなかで一般的に二つの基本的要件が強調されている。一つは支配要件である。すなわち、会社の法人格がその背後にある支配者にコントロールされている。もう一つは目的要件である。すなわち、会社の法人格が違法又は不当の目的で利用されている」ことである<sup>12</sup>。

日本における法人格否認の法理の適用について、第一説は次のような二つの場面があると紹介している。すなわち、「法人格が形骸化である場合とは、会社の形態はわら人形であり、その実質は個人営業又は親会社営業の一部にすぎない。例えば、会社のすべての持分が実質上一人に所有していること、社員が会社の経営をコントロールすること、株主と会社の間又は会社間に主体が混同していること、会社財産と個人のそれとの区分が明確でないこと、会社法上の手続きを遵守しないこと及び社員が会社の利益を搾取することなどである」<sup>13</sup>。

「法人格が濫用される場合とは、法律を回避すること（競業禁止義務を回避すること、保険事故招致のこと、労働者団体のメンバーを解雇するために会社を解散することを含む）、契約義務を逃れること（契約上の競業禁止義務、会社の債務を逃れるために他の会社を設立することを含む）及び過少資本の会社を設立することを通して不法行為責任の潜脱を図ることなどである」<sup>14</sup>。

前述の考察から分かるように、第一説の主張者は、次のように日本法上の法人格否認の法理を理解しているようである。すなわち、形骸化及び法人格濫用の場合において、会社の株主が法律又は契約義務の履行を回避するなどの「濫用」の目的があつてはじめて、法人格否認の法理が

<sup>12</sup> 朱慈蘊・前掲書120頁。

<sup>13</sup> 朱慈蘊・前掲書120頁。

<sup>14</sup> 朱慈蘊・前掲書120～121頁。

適用される。

しかし、本稿第5章で考察するように、日本法において、法人格否認の法理の適用範囲は、法人格がまったくの形骸に過ぎない場合と、法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合という二つの場合があると、最高裁のリーディング・ケース（最判昭和44年2月27日判決）に肯定された。最高判昭和44年2月27日以後の下級審裁判例にも、この二つの要件を承継しながら要件の具体化を展開した。有力学説も法人格否認の法理をこの二つの場合に限定すべきであると主張している<sup>15</sup>。

会社の法人格が濫用される場合は、その要件が二つある。すなわち、①支配要件と②目的要件が必要である。①の要件に当たる事実としては、会社の背後に在る者は会社を自己の意のまま「道具」として用いることができる支配的地位になければならない。②の要件に当たる事実としては、支配株主が会社形態を利用するにつき、違法または不当な目的を有していたとの事実が必要である<sup>16</sup>。

一方、形骸化の場合、その要件が支配要件の他、次のような事実が常に挙げられる。すなわち、①株主が会社の営業を離れて個人目的のために会社財産を使用し、あるいは個人財産を随時会社営業の目的のために使用するなどといった、個人財産と会社財産との混同であること、②会社の業務を個人の経済活動から区別せずに両者の混同を反覆継続していること、③会社の営業から生ずる収支について明確な記録をもたず、その結果個人の収支と会社の収支とを区別しがたい状態が続いていること、④株主総会や取締役会を全く開催せず、その他の法の要求する会社意思決定・業務執行に関する方法を全く無視していることなどである。これらの事実は伴うことが多いが、必ずしも全部の事実が揃う必要がない<sup>17</sup>。

要するに、日本法上の法人格否認の法理では、その適用範囲は法人格が濫用される場合と、法人格がまったくの形骸に過ぎない場合とに分か

---

<sup>15</sup> 奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」鈴木忠＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座（5）会社訴訟・特許訴訟』（日本評論社、1969年）165～166頁。

<sup>16</sup> 奥山・前掲書169～170頁。

<sup>17</sup> 奥山・前掲書186頁以下。

れている。法人格が濫用される場合において、株主による違法又は不当の目的という「目的要件」が必要である。他方、形骸化の場合、株主による違法又は不当の目的の存在が要求されていない<sup>18</sup>。

したがって、第一説は、形骸化について理論自体に矛盾があるのではないかと考える<sup>19</sup>。

---

<sup>18</sup> 奥山・前掲書187頁を参照。

<sup>19</sup> 形骸化問題について、第一説と同じ認識を有する者が少なくないようである。新会社法草案の委託課題受託者である張勇健氏と金劍鋒氏も第一説の主張と同様の認識を持っているようである。二人の受託者はその研究報告の中で日本最高裁の最判昭和44年2月27日判決を紹介した。この紹介によると、「日本1969年最高裁判所判決の中に採用した法人格否認の法理については、裁判所は次のように認定している。すなわち、会社内部手続きの不遵守（原文は「公司機関運営有名無実」一筆者注）、株主と会社の間業務・財産が混同していること、過少資本の場合、会社は実質上形骸化になる。これ（形骸化一筆者注）は法人格否認の客観要件である。一方、違法・不当な目的で法人格を利用するといった主観的意図が具備したとき、はじめて法人格を否認することができる」と。張勇健＝金劍鋒「公司法法人格否認制度研究」『新公司法修訂研究報告』（下冊）中国法制出版社、8頁。受託者は、日本法にいう「形骸化」と「主観的濫用の目的」との関係を区別していないようである。

この認識に基づいて、二人の受託者は研究報告の中で法人格否認の法理について20箇所の立法提言をした。その中の第13条（財産混同）「会社と株主の財産が全体的かつ継続的に混同し、会社の営利が株主のそれと区分を加えない結果、双方の財務帳簿を明確に区分できないに至る場合、会社の営業場所・事務所が株主のそれと完全に同一である場合、会社の資金が株主のそれと混同しており、且つ継続に同一口座を使用している場合、株主が会社の債務につき連帯責任を負う」、第14条（業務混同）「会社と株主又は親子会社の間業務が継続的に混同し、具体的取引行為・方式・価格が同一の支配株主に直接に支配する場合、支配株主が会社の債務に対して連帯責任を負う」、第15条（過少資本（原文は「資本不足」）「会社の資本がその営業性質及び企業リスクに著しく相応しくなく、債権者に損害をもたらした場合、支配株主が会社の債務に対して連帯責任を負う。会社が設立した後に（会社の支配株主が一筆者注）資本金を引き出して移転し、登録資本金を法定最低資本金に下回る場合、人民法院が関係者の請求によって支配株主に会社の債務に対して連帯責任を負わせる。株主が会社設立の段階で出資金を払い込んだ後に、会社に経営の過程で損失が出るがゆえに資本金が減少された場合、人民法院は資本が不足していることを理由に株

## 第2款 第二説の検討

### 一 会社の自己資本が著しく不足している

第二説は、会社の自己資本が著しく不足していることについて、法定最低資本金額を基準に二つの場面に分けて論じた。株主の払い込んだ出資金が法定最低資本金額に下回っている場面について、第二説は、次の理由を述べた。すなわち、株主の払い込んだ出資金が法定最低資本金額に達することは、当該株主が有限責任を享受する必要条件である。もし、株主の払い込んだ出資金が法定最低資本金額に下回っていれば、当該株主の有限責任の特権を剥奪することができるという<sup>20</sup>。

しかし、なぜ、株主の払い込んだ出資金が法定最低資本金額に達することは、当該株主が有限責任を享受する必要条件であるか。現行会社法から根拠が見当たらないようである<sup>21</sup>。

一方、株主の払い込んだ出資金が最低資本金額に上回っているにもかかわらず、著しく会社の業種・経営規模・従業員雇用規模及び負債規模に相応しい金額に下回っている（以下、「過少資本」という）場合に、第二説は設例として、会社の自己資本と銀行からの貸付資本の比率が1:100である会社の場合、直ちに過少資本金会社の株主に会社の債務に対して連帯責任を負わせると主張した<sup>22</sup>。

しかし、過少資本金会社の株主に過少資本のみを理由に、会社の債務に対して連帯責任を負わせることについて、第二説の主張者はその理由を特に述べていない。また、過少資本の設定基準について、第二説の主張者は明確な基準を示していない。

---

主に会社の債務に対して連帯責任を負わせてはならない。」が形骸化に関する立法提言であった。張勇健 = 金劍鋒・前掲書23頁以下。

<sup>20</sup> 劉俊海・前掲書92頁。

<sup>21</sup> 会社法第28条(出資払込義務)第2項は次のとおり規定している。すなわち、「株主は、出資を前項の定めどおりに払い込まないときは、会社に対して出資の全額を払い込まなければならないほか、さらにすでに期日どおりに出資の全額を払い込んだ株主に対して違約責任を負わなければならない」。

<sup>22</sup> 劉俊海・前掲書91頁。



## 二 株主・会社間における法人格の高度的混同（以下、「形骸化」という）

第二説は、会社・株主との間に財産・財務・業務・機構の混同、役員  
の兼任及び親会社からの直接の指示等の形骸化の状況があれば、株主・  
会社間における法人格の高度的混同が認定でき、会社法第20条第3項を  
適用して会社の株主に会社債務に対して連帯責任を負わせるべきだと説  
いている。すなわち、第二説の主張者は、形骸化による株主の責任とい  
う命題を持ち出した。しかし、中国法上この命題が成り立つであろうか。

第一説の問題点のところでも述べたように、形骸化は、「会社が完全に  
実質的個人企業である」即ち「個人即会社、会社即個人」という状況を  
指すだけで、会社の株主による主観的目的を必要としない。会社法第20  
条第3項の文言から分かるように、株主に責任を課するために、株主の  
債務逃れの意思が必要である。したがって、形骸化を会社法第20条第3  
項の枠内に入れるならば、同条の適用を拡大する一方、法の安定性をも  
害するであろう。

財産混同とは、株主・会社間に財産の帰属自体が帳簿上明らかでない  
場合を指すと理解できよう<sup>23</sup>。この理解に立つと、財産混同自体は、株  
主による会社を搾取するなどの目的を含まないといえることができる。し  
たがって、株主に会社債務について責任を負わせるために、その株主が  
会社の搾取、契約相手方の詐欺などの目的の存在を立証しなければなら  
ない<sup>24</sup>。したがって、形骸化を会社法第20条第3項の枠内に入れること  
は、適切でないであろう。すなわち、会社債権者は株主に会社の債務に  
対して連帯責任を負わせるために、形骸化という要素によらず、当該株  
主による有限責任濫用の目的の存在を証明すべきであろう。

### 第3節 学説のまとめ及び問題点の整理

<sup>23</sup> 江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』（東京大学出版会、1980年）340頁以下。

<sup>24</sup> 財産混同の役割について、江頭は、「多くの場合、会社の搾取、会社の信用  
状態についての情報隠匿・会社の過少資本など、支配株主が会社債務について  
責任を負わねばならない実質的理由はほかにある」と述べ、そして、財産混同  
は、せいぜい、原告の主張に対し被告である支配株主がその不存在を立証する  
という挙証責任転換の意味があるにすぎないと主張した。江頭・前掲書341頁。



## 第1款 学説のまとめ

以上、中国における法人格否認の法理の代表的学説を紹介し検討を行った。この二つの学説には、いずれも問題があった。

第一説は、株主による有限責任濫用の主観的目的の存在を必要とすると主張しているが、濫用の事実と形骸化事実を区別せずに、形骸化事実を主観的濫用の目的の下に置いている。しかし、形骸化は、株主による主観的目的を必要としない。会社法第20条第3項の適用を、株主による債務を逃れる主観的目的が必要であると解する以上、株主による債務逃れの目的を必要としない形骸化徴表は、「濫用」の範囲内に入れることはできない。要するに、第一説は、会社法第20条第3項の文言に適合しないようである。

第二説は、行為者の主観的濫用の意思を不要とすると主張している。しかし、行為者の主観的濫用の意思を問わないなら、「濫用」を判断する基準がなくなるのではないであろうか。すなわち、単に株主の出資額が法定最低資本金額に下回っていること、又は会社の資本が会社の規模・業種等と比して過少であることを理由に、当該株主に会社の債務に対して連帯責任を負わせることは法的理由がないようである。

また、会社と株主の間に財産・業務などの面で区別しにくい状況のみによって、当該株主が債務を逃れる目的を有するとはいえないであろう。その結果、形骸化を会社法第20条第3項の枠内に入れると、同条の適用範囲が拡大する一方、法の安定性も害される。

第一説と第二説の検討から分かるように、両説の共通する問題点としては、形骸化が会社法第20条第3項の枠内にある位置づけである。文理解釈のとおり、会社法第20条第3項を適用するために、株主による有限責任濫用の目的が必要であることは明らかであろう。しかし、形骸化は、性質上株主の主観的目的を必要としない。したがって、形骸化を会社法第20条第3項の枠内に入れることは、適切でないであろう。

## 第2款 問題点の整理

中国法については、第一説が主張した有限責任主観的濫用意思必要説

が基本的に正しいのではないか。その理由は以下の二点にある。すなわち、第一に、中国会社法第20条第3項の文言から見ると、株主による会社法人の独立地位と株主の有限責任の「濫用」を、「債務を逃れる」という文言と対照すると、株主の債務逃れの意思が必要であることは、文理解釈上、当然の帰結である。

第二に、法人格否認法理の適用範囲の過度な拡張を防ぐために、会社法第20条第3項を適用する際に、同条の適用を限定する必要があるであろう。すなわち、中国会社法第20条第3項の適用には、株主による有限責任濫用の意思が必要である。この二点の理由で、私は、第一説の主張した主観的濫用意思必要説を基本的に支持すべきであると考える。

しかし、第一説の弱点即ち、濫用事例と形骸化事例を区別しないで、統一的に主観的濫用目的の下に置くことは、適当ではないと考える。形骸化要素は、せいぜい、株主・会社間における財産区分不明確という状態を証明するために一種の間接的事実を提供するに過ぎないから、「濫用」要件の適用範囲に入れられると、会社法第20条第3項規定の整合性を害することになる。すなわち、濫用の目的を含まない形骸化は、濫用の目的を必要とする会社法第20条第3項の枠内に入れること自体は、理論上不都合であろう。

私は、「形骸化」要素が行為者の主観的意思を必要としないから、「濫用」と無縁なものであると思う。また、「形骸化」要素を法人格否認法理の適用要件に入れると、同条の適用範囲が拡大されるばかりでなく、「濫用」を判断する基準がなくなるため、法の安定性を害する。また、第一説の主張を、形骸化状況の上に株主による債務逃れの意思が要求されると理解するとしても、不都合を免れない。すなわち、会社法第20条第3項の適用には、株主による「濫用」の目的が要件の中心であるから、濫用の目的と関係がない形骸化を持ち出す必要は特にないであろう。

したがって、私は、形骸化を会社法第20条第3項の枠内に入れると不都合が出るから、形骸化を同条の適用から排除すべきであると考える。つまり、中国会社法第20条第3項を適用する際に、会社の株主による債務逃れの目的があるかどうかを、同条を適用する際の要件として考えるべきであり、形骸化徴表は同条の適用にない。

有限責任会社の場合、株主が有限責任を享有することは、会社形態を

選択する際の主なメリットである。さもないと、容易に有限責任が否定されるならば、有限責任制度の基礎を揺らぐことになってしまう。したがって、法人格否認の法理を研究する際に、この有限責任制度の原則を念頭に置かなければならない。また、現在の中国において、法は、既に会社法第20条第3項をもって法人格否認の法理を規定した以上、同法理を適用する際に、有限責任という会社法の基本的立場を維持するために、同条の要件の明確化を探求しなければならない。

### 第3款 問題の再提起

第4章で考察の目的は、学説が会社法第20条第3項の適用についてかに理解しているかである。扱った二つの代表的な学説は、会社法第20条第3項の要件の明確化の解明について努めている。しかし、二つの学説にはいずれも欠点があるといわざるを得ない。

すなわち、第一説は、形骸化と濫用の目的との区別を十分認識していないようである。第3章の考察から分かるように、株主による有限責任濫用の目的は多種多様なので、財産混同を代表とする形骸化（法人格混同）要素を会社法第20条第3項の適用から排除して、同条の適用に株主による有限責任濫用の目的のみを注目するとしても、「濫用」の内容を完全に解明することができない。

第二説の主張者は、「有限責任の濫用」という要件の不明確性を解消するために、株主による濫用目的の存在を求めるのではなく、濫用にかかわるいくつかの事実を列挙することによって濫用要件の明確性を試みた。濫用目的自体の把握ではなく、それに代替する事実の探求という立場からは、第二説の主張を肯定すべきであろう。しかし、第二説は、株主に連帯責任を課する要件として、会社の自己資本が著しく不足することと形骸化という大まかな基準に止め、更なる分析がなかった。また、第二説は、株主の出資が法定最低資本金額に下回っている場合、及び過少資本公司<sup>25</sup>の場合には、会社の株主が直ちに会社の債務に対して連帯

<sup>25</sup> 中国では、会社法第20条第3項の枠内に単独要件たる過少資本による株主の責任という問題領域は存するか。本稿は否定な見解を示したい。理由は、以

責任を負わせることを主張したが、法的根拠が見当たらない。

したがって、会社法第20条第3項の適用の明確化を求めるために、理論上法人格否認の法理を構築することは必要になるであろう。第5章以下では、日本法の法人格否認の理論構成を考察し、さらに中国法の再検討を通して、中国における法人格否認の理論上の構築を試みたい。

---

下のとおりである。

第一に、法の根拠がないこと。過少資本であることのみを根拠として株主の責任を認めるならば、事実上、株主に会社の業務・規模に照らし相当な自己資本を供給することを義務づけられることになってしまう。しかし、そのような義務は中国の現行法上肯定することができない。吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（一）」法学協会雑誌第102巻第3号433頁以下を参照。

中国では有限会社の最低資本金が3万元（40万円に相当。会社法第26条第2項）であり、株式会社のそれが500万元（6,000万円余りに相当。会社法第81条3項）である。会社は最低資本金さえ具備すれば有限責任を享受することができる。すなわち、立法者は、会社の自己資本について最低資本金以上の明確な規整を置いていなかった。よって、会社の資本が過少であることのみを理由に会社の株主にその出資額（有限責任）以上の責任を負わせること自体、法文上の根拠がないため、適切ではないであろう。

第二に、適切な自己資本の基準設定の困難性。すなわち、会社にどれだけの自己資本があれば適切であるといえるか。この基準は、会社の業種・規模がもとより資金の調達コストや将来の収益見通しなども考慮に入れる必要があるであろう。また、同業他社の自己資本比率と比較するだけでは足りず、個別事例ごとに判断するしかないであろう。吉原和志・前掲書434頁を参照。中国1993年会社法には、有限会社の業種・規模による最低資本金額を設けたが、新会社法にはその規定を削除した。この立法の変遷からも適切な自己資本の設定困難性が見えるであろう。